住所変更のてびき

～東金市田間土地区画整理事業の換地処分に伴う

字(町)名地番の変更～

平成２７年１月３１日（土）実施

いままでは　東金市田間〇〇〇〇番地〇

これからは　東金市田間△丁目□□番地□

東　金　市

東金市田間土地区画整理組合

目　　次

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．住所等の表示の仕方について・・・・・・・・・・・・１

３．新字(町)名地番概略図・・・・・・・・・・・・・・・２

４．同封されている書類について・・・・・・・・・・・・３

５．住所変更・所在地変更証明書等について・・・・・４

６．字(町)名地番変更に伴う住所変更手続きについて・５

①市役所が職権で変更するもの・・・・・・・・・・５

②法務局が東金市田間土地区画整理組合からの申請

により変更するもの・・・・・・・・・・・・・・・６

③市役所が変更後の住所を記載して送付するもの・６

④本人の手続きが必要なもの・・・・・・・・７～10

⑤市役所が関係機関に周知を図るもの・・・・・・10

⑥登記関係書類の取得について・・・・・・・・・・10

１.はじめに

このたび、東金市田間土地区画整理事業の換地処分に伴い、換地公告日の翌日である平成２７年１月３１日（土）から事業区域内の住所等が変更されます。

変更後に必要な手続きについて、皆様にお知らせするとともに、一日も早く新しい住所になじんで頂くため、このてびきを作成しましたのでご一読下さい。

２.住所等の表示の仕方について

◆実施日について

平成２７年１月３１日（土）から以下のとおり、新しい住所等に変更になります。

（１）住所の表示

実施前　　東金市田間〇〇〇〇番地〇

実施後　　東金市田間△丁目□□番地□

※アパート等の方書は変更ありません。

（２）本籍の表示

実施前　　東金市田間〇〇〇〇番地〇

実施後　　東金市田間△丁目□□番地□

（３）不動産の表示

① 土地

実施前　　東金市田間字◇◇〇〇〇〇番〇

実施後　　東金市田間△丁目□□番□

② 建物の所在

実施前　　東金市田間字◇◇〇〇〇〇番地〇

実施後　　東金市田間△丁目□□番地□

※ 郵便番号の変更はありません

３．新字（町）名地番概略図

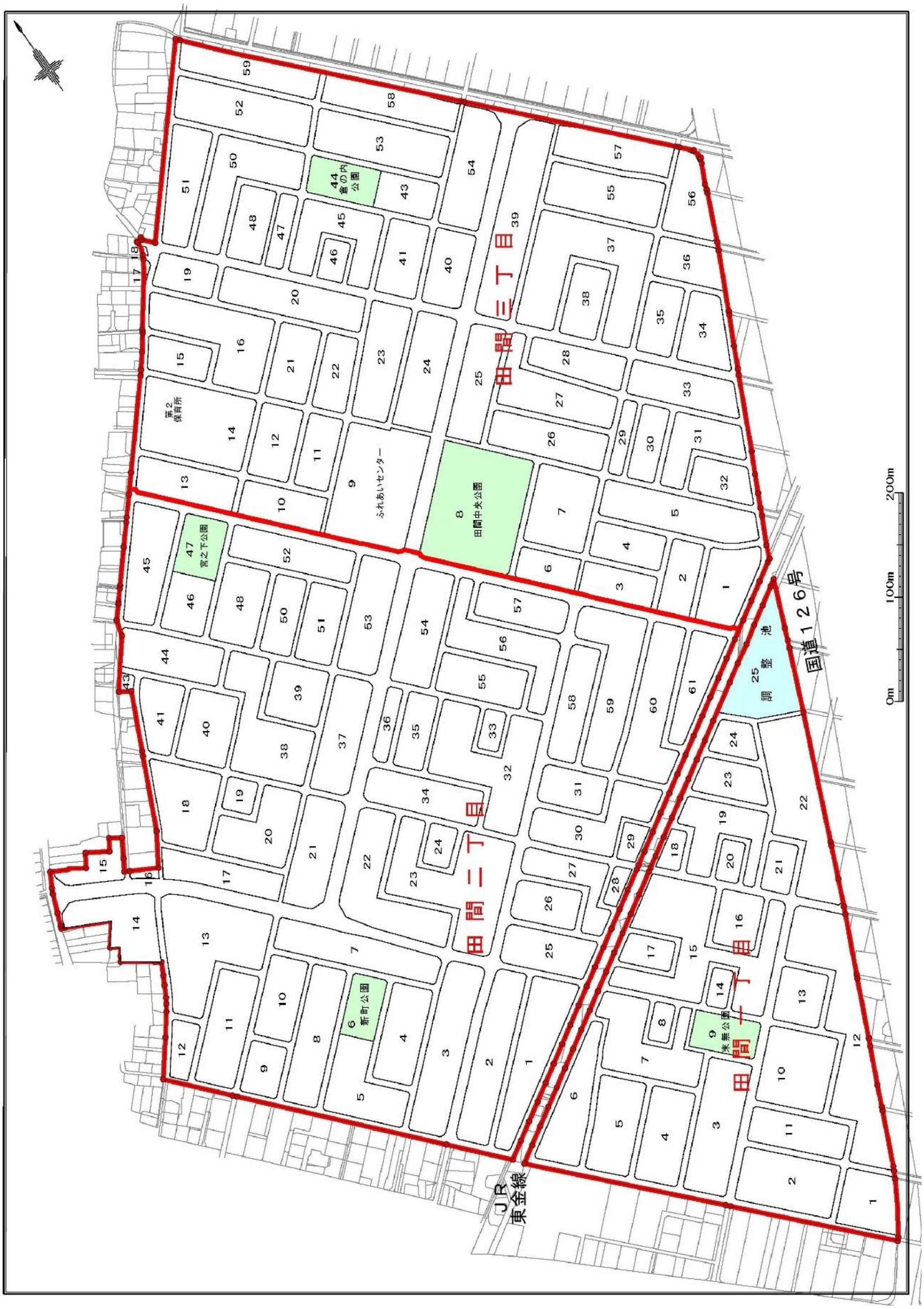
田間三丁目
田間二丁目
田間一丁目
国道１２６号
JR
東金線
ふれあいセンター
田間中央公園
宮之下公園
新町公園
第2保育所
調整池
0m
100m
200m

４.同封されている書類について

（１）住所変更のてびき（本書）

世帯・法人事業所ごとにお送りしています。

平成２７年１月３１日（土）から、住所（所在地）が変わります。

（２）住所変更通知用はがき

住所（所在地）が変わったことをご親戚やご友人などにお知らせするために日本郵便株式会社東金郵便局から提供された無料はがきです。はがきに新たな住所などをご記入後、同封の回収用封筒に入れて最寄りの郵便局かポストへお出し下さい。

配布枚数は１世帯（法人）当たり５０枚です。

相談窓口・・・日本郵便株式会社 東金郵便局

℡　0475-52-2915

（３）字(町)名地番(住所、所在地)の変更について

皆様の新しい住所(所在地)をお知らせするものです。

新住所(所在地)は、建物が建っている土地（数筆にまたがる場合は、建物が多くかかる筆）の新しい所在をもとに設定しています。

記載されている住所(所在地)にお心当たりがない場合や疑問がある場合は、市役所 都市整備課（℡:0475-50-1158）までお問合せ下さい。

（４）お知らせ（田間地区の皆さまへ）

田間地区にお住まいの皆様へ、田間地区の一部の区域の字（町）名地番が変わるお知らせです。

５.住所変更・所在地変更証明書等について

（１）個人

７～１０ページの「④本人の手続きが必要なもの」の表中の「提出書類」欄で示した「住所変更証明書」及び「本籍変更証明書」は、平成２７年２月４日（水）から平成２８年１月２９日（金）まで市役所市民課で無料交付します。

（２）法人事業所

７～１０ページの「④本人の手続きが必要なもの」の表中の「提出書類」欄で示した「所在地変更証明書」は、市税条例第３６条の２第８項に基づく申告のある法人事業所につきましては、平成２７年２月４日（水）から平成２８年１月２９日（金）まで市役所課税課で無料交付します。

（３）その他

７～１０ページの「④本人の手続きが必要なもの」の表中の「提出書類」欄で示した「所在地変更証明書」は、上段（２）以外の法人や個人事業所につきましては、市役所都市整備課で無料交付します。

変更証明書	必要書類	申請先
（１）個人	申請者の確認ができる物（運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの身分証明書、これらの証明書をお持ちでない方は、健康保険証や年金手帳など２点以上） 申請者と同一世帯でない代理の方が申請する場合には、お手数ですが委任状をご持参下さい。	市民課 市民係 50-1131
（２）法人事業所	申請者の確認ができるもの	課税課 市民税係 50-1128
（３）その他	法人登記簿の写し又はこれに代わるもの 申請者の確認ができるもの	都市整備課 まちづくり推進係 50-1158

※証明の申請様式は、申請先の各課窓口に配置しております。また、市役所のホームページ（トップページ ＞ 暮らしの情報 ＞ 届出・証明 ＞ 証明）でダウンロードできます。

【お問合わせ先】

東金市役所　都市整備課　まちづくり推進係

℡　0475-50-1158

６.字(町)名地番変更に伴う住所変更手続きについて

字(町)名地番変更が行われますと、様々なものの住所変更の手続きが必要となりますが、市役所や法務局が変更するものと皆様がご自身で手続きしていただくものがあります。

手続きが必要となる主なものについて、以下に掲載させていただきます。

①市役所が職権で変更するもの（皆様は手続きの必要はありません）

項　　目	担当課が行う事務	担当課（連絡先）
住民基本台帳、戸籍簿、戸籍の附票、印鑑登録原票	住所及び本籍地の変更	市民課 市民係　50-1131 市民課 戸籍係　50-1132
選挙人名簿、在外選挙人名簿、農業委員会委員選挙人名簿	住所の変更	選挙管理委員会事務局 50-1179
国民健康保険被保険者台帳	住所の変更	国保年金課 国保係 50-1134
後期高齢者医療被保険者台帳 国民年金被保険者名簿	住所の変更 （年金第３号被保険者は配偶者の勤務先で手続きが必要です。）	国保年金課 高齢者医療年金係 50-1133
介護保険被保険者台帳	住所の変更	高齢者支援課 介護給付係 50-1219
児童手当受給者台帳、児童扶養手当受給者台帳、子ども医療費助成受給者台帳、ひとり親家庭等医療費受給者台帳	住所の変更	子育て支援課 児童家庭係 50-1202
児童台帳 学童クラブ台帳	住所の変更	子育て支援課 保育係 50-1203
畜犬登録台帳	住所の変更	環境保全課 生活環境係 50-1170
上下水道料金徴収台帳	水栓所在地の変更及びそれに伴う納入通知書の送付先	山武郡市広域水道企業団 業務課 55-7853 下水対策課 管理係　50-1160
東金市乗合タクシー利用者登録台帳	住所の変更	企画課　統計調査係 50-1196
図書館利用カード	住所の変更	生涯学習課　東金図書館 奉仕係　50-1190
ガス料金徴収台帳	ガス料金納入通知書の送付先及びガスメーター所在地	ガス課　営業係 52-2408
ガス内管工事台帳	ガス内管工事登録情報の変更	

②法務局が東金市田間土地区画整理組合からの申請により変更するもの（皆様は手続きの必要はありません）

公簿名	変更する欄
土地・建物の登記記録（表題部）	**表題部の所在、地番、家屋番号、地積、地目** ※事業地域内の土地・建物の登記記録（表題部のみ）は、法務局において新しい所在、地番、家屋番号、地積、地目に変更します。 ただし、**権利部の所有者の住所（所在地）**は、**本人の申請があるまで変わりません。**

※土地・建物の登記記録（表題部）の登記完了後、東金市田間土地区画整理組合より登記完了の通知が皆様に送付されます。（登記には住所変更後、おおよそ２ヶ月かかります。）

③市役所が変更後の住所を記載して送付するもの（皆様は手続きの必要はありません）

項　　目	説　　明	担当課(連絡先)
・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険限度額適用 ・標準負担額減額認定証等	住所変更後、２月中に特定記録郵便で発送します。 変更前の被保険者証等は、変更後の被保険者証が到着した後、ご自分で廃棄して下さい。	国保年金課 国保係 50-1134
・後期高齢者医療被保険者証 ・後期高齢者医療限度額適用 ・標準負担額減額認定証 ・後期高齢者医療特定疾病療養受療証	住所変更後、２月中に簡易書留郵便で発送します。 変更前の被保険者証等は、変更後の被保険者証が到着した後、ご自分で廃棄して下さい。	国保年金課 高齢者医療年金係 50-1133
・介護保険被保険者証 ・介護保険負担限度額認定証（該当者のみ）	住所変更後、２月中に普通郵便で発送します。 変更前の被保険者証・負担限度額認定証(該当者のみ）は、原則として返却となっております。返却期限はございませんので、市役所にご用がある際にご持参下さい。	高齢者支援課 介護給付係 50-1219
・子ども医療費助成受給券	住所変更後、２月中に普通郵便で発送します。 変更前の受給券は、変更後の受給券が到着しだい廃棄して下さい。	子育て支援課 児童家庭係 50-1202
・認定証（子ども・子育て支援新制度）	住所変更後、２月中に普通郵便で発送します。	子育て支援課 保育係　50-1203

④本人の手続きが必要なもの

（こういうことは） 事　項	（だれが） 該当者	（どこへ） 手続方法	（いつまでに） 手続の期間	（なにをもって） 提出書類
顔写真つき住民基本台帳カードの住所変更	顔写真つき住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 市民係 50-1131	すみやかに変更手続きをして下さい。	住民基本台帳カード ※原則ご本人が来庁して下さい。 代理人の方が手続きを行う場合は、事前に市民課市民係にお問合せ下さい。
公的個人認証サービスの電子証明書再発行	電子証明書ご利用中の方で今後も必要となる方		ご利用になる前までに	住民基本台帳カード 運転免許証などの官公署発行の顔写真付き身分証明書 手数料５００円
在留カード及び特別永住者証明書の住所変更	在留カード及び特別永住者証明書をお持ちの方	市民課 戸籍係 50-1132	必要に応じて変更手続きをして下さい。	在留カード及び特別永住者証明書 ※16 歳以上の方の手続きには、原則本人が来庁して下さい。
・身体障害者手帳 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・在宅ねたきり重度障害者手当 ・療育手帳 ・自立支援医療（精神通院、更正医療）受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証の住所変更	左欄の手帳、受給者証又は証書をお持ちの方、左欄の手当の受給者	社会福祉課 障害福祉係 50-1167	すみやかに変更手続きをして下さい。	・身体障害者手帳 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・特別児童扶養手当証書 ・療育手帳 ・自立支援医療（精神通院、更正医療）受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 ・印鑑
上水道所有者（給水装置所有者）の住所変更	給水装置所有者	山武郡市広域水道企業団 業務課 55-7853	随時	山武郡市広域水道企業団 業務課 55-7853 へお問合せ下さい。

（こういうことは） 事　項	（だれが） 該当者	（どこへ） 手続方法	（いつまでに） 手続の期間	（なにをもって） 提出書類
国民年金、厚生年金等、年金受給者の住所変更	国民年金、厚生年金等、年金受給者	千葉年金事務所 043-242-6320	すみやかに変更手続きをして下さい。	年金受給者住所・支払機関変更届 ※住民票コードが年金事務所に収録されている方は原則不要です。 ※届書は年金事務所、市役所国保年金課窓口に備え付けてあります。送付希望の場合はねんきんダイヤル（0570-05-1165）へお問合せ下さい。
共済年金受給者の住所変更	共済年金受給者	各共済組合	各共済組合にお問合せ下さい	各共済組合にお問合せ下さい。
社会保険・厚生年金関係	被保険者	各企業の社会保険担当部署	各企業の社会保険担当部署にご確認下さい。	各企業の社会保険担当部署にご確認下さい。 ※国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)に該当する方も、配偶者の勤務先で手続きが必要です。
【土地・建物の登記記録(権利部)】 ①所有者の住所（所在地）変更登記 ②抵当権者等の住所（所在地）変更登記	事業区域内に住所（所在地）がある方で、土地・建物を所有（登記）している方、抵当権等の権利者として登記している方	土地・建物の所在地を管轄する法務局 千葉地方法務局 東金出張所 0475-52-2402	期限はありません。 売買などの登記をする際に一緒に申請して下さい。	①　住所（所在地）変更証明書 ②　登記申請書 ③　印鑑（認印） ※住所（所在地）の変更登記の申請に必要な登録免許税は、住所（所在地）変更証明書を添付すれば免除されます。

※土地・建物の登記記録（権利部）の変更登記における注意事項

本てびき６ページ記載の②法務局が東金市田間土地区画整理組合の申請により変更する、土地・建物の登記記録（表題部）の登記完了後（おおよそ２ヶ月）、東金市田間土地区画整理組合より登記完了通知が発送されますので、その後必要に応じて行って下さい。

（こういうことは） 事　項	（だれが） 該当者	（どこへ） 手続方法	（いつまでに） 手続の期間	（なにをもって） 提出書類
【会社・法人の登記記録】 本店・支店の所在地及び代表者等の住所変更登記	字(町)名地番が変更された結果、会社、法人の登記記録に変更が生じた法人の代表者	本店（主たる事務所）を管轄する法務局に申請をして下さい。 その後、支店（従たる事務所）の所在地を管轄する法務局に申請して下さい。なお、千葉地方法務局東金出張所は会社・法人登記を取り扱っていません。同局法人登記部門（千葉市中央区中央港 1-11-3） 043-302-1315	本店は 2 週間以内、支店は 3 週間以内。 ※上記の法定期間内に申請して下さい。	①　住所（所在地）変更証明書 ②　登記申請書 ③　印鑑（届出印） ※支店の住所変更登記には、本店（主たる事務所）で登記した登記事項証明書を添付して下さい。 ※住所（所在地）の変更登記の申請に必要な登録免許税は、住所（所在地）変更証明書を添付すれば免除されます。
自動車運転免許証の本籍・住所変更	自動車運転免許証をお持ちの方で本籍又は住所が変更となる方	・東金警察署 （平日） 0475-54-0110 県内のいずれの警察署でも可能 （平日） ・千葉運転免許センター （日～金） 043-274-2000 ・流山運転免許センター （日～金） 04-7147-2000	すみやかに変更手続きをして下さい。 免許証更新の通知が届かない場合があります。	①　自動車運転免許証 ②　住所変更証明書 ③　本籍変更証明書 ※本籍の変更には本籍変更証明書及び免許の更新・取得時に設定した暗証番号が必要となります。

<table>
<tr><th>（こういうことは）
事　項</th><th>（だれが）
該当者</th><th>（どこへ）
手続方法</th><th>（いつまでに）
手続の期間</th><th>（なにをもって）
提出書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車検査証、または、軽自動車届出済証（軽二輪車）の住所（所在地）変更</td><td rowspan="2">普通自動車、軽二輪車（126cc 以上 250cc 以下）、小型二輪車（251cc 以上）の使用者、所有者</td><td rowspan="2">国土交通省
関東運輸局
千葉運輸支局
050-5540-2022</td><td>千葉運輸支局での変更手続きが必要となります。</td><td>自動車検査証の内容及び車両の種類によっては、必要書類などが異なりますので、事前に千葉運輸支局にお問合せ下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※問い合わせの際には、自動車検査証、届出済証（126cc 以上 250cc 以下）をお手元にご用意の上、連絡をお願いします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車（四輪車）の自動車検査証の住所（所在地）変更</td><td rowspan="2">軽自動車（四輪車）の使用者、所有者</td><td rowspan="2">軽自動車検査協会
千葉事務所
050-3816-3114</td><td>車検時に変更手続きをして下さい。</td><td>①　住所（所在地）変更証明書
②　車検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">※ご不明な点があれば事前に千葉事務所へ確認して下さい。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">金融機関、保険会社、クレジット会社、医療機関、電力会社、電話会社、携帯電話会社等の住所変更届</td></tr>
</table>

※この表は主なものについて掲載しています。これらの他、法令等の規定により住所変更の届出等が必要なものについては、所定の手続きをお願いします。

⑤市役所が各関係機関に周知を図るもの

・東金警察署 ・山武郡市広域行政組合消防本部 ・東金県税事務所　・東金税務署 ・山武健康福祉センター ・東金郵便局　・ＮＨＫ	市役所からの通知により、各関係機関への周知を図ります。

⑥登記関係書類の取得について

平成２７年１月３０日（金）の換地処分公告に伴い、翌日の１月３１日(土)から登記閉鎖となり土地及び建物の登記事項証明書、公図等が取得できなくなります。

各種申請において登記事項証明書、公図等が必要となる方は、平成２７年１月３０日（金）までに取得をお願いいたします。

◇各手続きの詳細は、上記の各窓口、機関へお問い合わせ下さい。
◇区画整理に関して　→　東金市都市整備課まちづくり推進係　0475-50-1158
東金市田間土地区画整理組合　0475-55-4325